

## 第5号議案 会則の改定(案)

### (費用)

第11条 本会の役員は無給とする。但し役員の業務処理に要する費用は支給する事ができる。

### (会議)

第12条 会議は総会・世話人会とする。

(1) 会議は世話人会代表がこれを招集し、その議長となる。

(2) 必要に応じた世話人会は世話人会代表が随時これを招集する。

(3) 世話人会長事故あるときは、世話人会副会長がこれに当たる。

(4) 会議は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

※指定日までに委任状が返送なき場合は、議長一任とみなす。

(5) 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数の場合は議長が決する。

(6) この会の総会は、定時総会を年1回行う。

(7) 定時総会は、原則として6月に開催する。

(8) 定時総会は、何らかの不都合の為に、開催予定日に開催が出来ないことが判明した際には、世話人会代表もしくは世話人会副代表が世話人を招集し、世話人会を開催の上書面又は電磁において、提出議案の承認を会員に諮ることができる。

尚、この際書面電磁等の回答が、回答〆切日までに到着していない場合は、提出議案は承認されたものとする。

### (総会付議事項)

第13条

総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業報告および決算報告。

(2) 事業計画および収支予算。

(3) 会則の変更。

(4) 役員の選任

(5) その他重要な事項。

### (事務局)

第14条

本会の円滑なる運営に関する包括的な事務を処理するために、  
㈱はとバス本社内総務部に事務局を設置する。

住所：〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1 TEL：03-3761-8111

### (会計)

第15条 (1) 本会の運営に関する会計は、会員の会費及び寄付金及びその他の収入による。

(2) 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日迄とする。

(3) 本会の収支に関する予算・決算は、事務局が統括管理及び調整を行う。

(4) 本会の決算は、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

(5) 本会の毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越して使用することができる。

### (会員の資格喪失)

第16条 (1) 入退会は自由とし、退会の場合は会費は返却しない。尚会員が払い込み期間を  
すぎても当該年度の会費を納入しない場合は会員の資格を喪失する。

(2) 会員は社会通念上の適正を欠く行為、並びに反はとバスの行為を行った時は、  
世話人会で協議の上、その資格を喪失する。

(3) 前項の定めによって資格喪失となる場合は本人宛に連絡する。

### (届出内容の変更)

第17条 会員は、「はとバスグループ鳩友会入会申込書」による届出内容に変更が生じた場合には、  
事務局宛に連絡するものとする。

### (個人情報取り扱い)

第18条 (1) 会員および本会関係者は、本会の活動ならびに、本会の公式ラインやホームページ等のSNSを通じて  
知りえた個人情報、会社に関する非公開情報、その他第三者の権利利益を害するおそれのある情報を  
正当な理由なく第三者に開示または漏洩してはならない。

(2) 前項の義務は、退会後も継続する。

(3) その他個人情報全般に関する取扱いは別途定める、鳩友会個人情報保護規定による。

### (その他)

第19条 この会則に定めのない事項は世話人会において決定する。

附則 この会則は、2008年7月1日から実施する。

この会則は、2010年8月27日付で改定し、実施する。

(省略)

この会則は、2026年6月26日付で改定し、実施する。